

いのこし居宅介護支援事業所居宅介護支援サービス内容説明書

当事業所が、提供する居宅介護支援サービス（（ケアマネジメント）以下サービスと言う。）は以下の通りです。

1. 提供するサービス

居宅サービス計画の作成

サービス計画までの手順は次の通りです。

- ① 御自宅を訪問し、あなたや御家族からお話を伺います。
- ② あなたの了解を得て、主治医の方に意見をお尋ねすることがあります。
- ③ 介護支援専門員を中心にサービス担当者会議を開いて検討します。
- ④ サービス計画の内容、利用料、保険の適用など一切をご説明し、了解を得ます。

情報の提供

要介護認定の申請、変更の代行

居宅サービス事業所との契約締結に関する必要な援助

関連事業所等の連絡調整

給付管理表の作成・提出（毎月、国民保険団体連合会へ提出しサービスをチェックします。）

- (1) このサービスの提供にあたっては、あなたの要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、要介護状態となることの予防になるよう適切にサービスを提供します。
- (2) サービスの提供は懇切丁寧に行い、分かりやすいように説明をします。もし分からないことがあったらいつでも担当職員にご遠慮なく質問して下さい。

2. 担当の職員

あなたを担当する介護支援専門員は（ ）です。

なお、当事業所の管理責任者は（ 柵木 逸子 ）です。

3. 担当職員の変更

あなたはいつでも担当の職員の変更を申し出ることができます。その場合、変更を拒む正当な理由がない限り変更の申し出に応じます。当事業所は、担当の職員が退職する等正当な理由がある場合に限り担当の職員を変更することがあります。その場合には、事前にあなたの了解を得ます。

4. 利用料

(1) 利用料について

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されます。なお、当事業所の基本報酬及び加算項目は下記6のとおりになります。

- (2) 保険料の滞納により、法定代理受領が出来なくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じてお支払いいただき、当社からサービス提供証明書を発行します。このサービス提供証明書を後日保険者（各市町村団体の介護保険課）の窓口に出しますと、全額払戻を受けられます。

(3) 交通費について

サービス提供・実施地域（東区、千種区、名東区、守山区、尾張旭市、長久手市、日進市）にお住まいの方は無料です。活動地域外の地域からのサービス提供は事業所から居宅までの交通費を下記のとおりいただきます。

- ① 公共交通機関を利用した場合は、その実費相当額。
- ② 自動車を利用した場合は、次に定める額とする。

1. サービス提供・実施地域を超えた地点から片道10km未満	300円
2. サービス提供・実施地域を超えて地点から片道10km以上	500円

(4) その他

要介護認定申請代行費、記録の謄写費用などをいただくことがあります。

5. 計画書等の交付

居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類が必要な場合は、いつでも交付しますのでお申出下さい。

6. 介護報酬項目

当事業所での介護報酬に係る項目は下記のとおりです。

項目	料金	備 考
居宅介護支援費（Ⅰ）要介護1・2	11,636円/月	
居宅介護支援費（Ⅰ）要介護3・4・5	15,116円/月	
入院時情報連携加算（Ⅰ）	2,210円/月	
入院時情報連携加算（Ⅱ）	1,105円/月	
退院・退所加算（Ⅰ）イ	4,973円/月	入院又は入所期間中につき1回
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	6,630円/月	”
退院・退所加算（Ⅱ）イ	6,630円/月	”
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	8,288円/月	”
退院・退所加算（Ⅲ）	9,945円/月	”
小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	3,315円/月	
初回加算	3,315円/月	
看護小規模多機能居宅介護事業所連携加算	3,315円/月	
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,210円/月	
ターミナルケアマネジメント加算	4,420円/月	
特定事業所加算（Ⅰ）	5,525円/月	
特定事業所加算（Ⅱ）	4,420円/月	
特定事業所加算（Ⅲ）	3,315円/月	
特定事業所加算（Ⅳ）	1,381円/月	（Ⅰ）～（Ⅲ）に該当した場合のみ

※特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅳ）については、現在非該当ですが、今後該当となった場合、上記料金がかかります。